

市川市ワクチン健康被害見舞金

ワクチン接種後に副反応(疑いを含む)による健康被害が生じ、予防接種健康被害救済制度(国の制度)の申請をされる方を対象に本市独自の「見舞金」を支給します。

支給対象となる方

以下の①②いずれかにより予防接種健康被害救済制度の申請を市川市に行った方

- ①令和6年3月31日までに新型コロナウイルスワクチンを接種
 ※②令和6年4月1日以降、予防接種法に基づいて実施されるワクチンを接種

※②予防接種法に基づいて実施されるワクチン一覧

【乳幼児・児童・生徒対象】	【成人・高齢者対象】
<ul style="list-style-type: none"> ・口タ ・ヒブ ・B型肝炎 ・ポリオ ・麻しん、風しん ・日本脳炎 ・子宮頸がん予防 	<ul style="list-style-type: none"> ・小児用肺炎球菌 ・4種混合 ・5種混合 ・BCG ・水痘 ・二種混合
	<ul style="list-style-type: none"> ・インフルエンザ ・成人用(高齢者)肺炎球菌 ・風しん 第5期 ・新型コロナ <p>令和6年度からの新型コロナウイルスワクチン接種:秋冬に65歳以上及び60~64歳で対象となる方へ実施します。</p>

対象年齢、接種回数等は予防接種法に定められています。

詳しくは、公式Webサイト「市川市が実施する予防接種一覧」をご確認ください。

支給金額

35,000 円 (申請 1 件につき)

申請に必要な書類



① 予防接種健康被害救済制度の医療費に係る請求書類一式

医療費・医療手当請求書、診療録等(疾病の発病年月日など医師が作成したもの)、
 受診証明書、領収書、ワクチン接種済証 など

※ で示した箇所は、国の制度となります。

② 市川市ワクチン健康被害見舞金支給申請書兼請求書

③ 振込先金融機関の口座が確認できる通帳またはキャッシュカードの写し

※申請者と振込口座が異なる場合は委任状が必要になります。

申請窓口・お問合せ先

ご不明な点は問合せ先にお電話ください。

〒272-0023 市川市南八幡4-18-8 市川市 保健センター2階

(受付時間 平日 午前 9 時～午後 5 時)

電話 047-377-4512

FAX 047-316-1568

疾病予防課 予防担当まで

市川市ワクチン健康被害見舞金支給までの流れ

ワクチン接種後に副反応（副反応を疑われる症状）を発症したとき

<1> かかりつけ医や接種医に相談・診察を受ける

さらなる対応が必要な場合、かかりつけ医や接種医から専門的な医療機関を紹介していただく



<2> 予防接種健康被害救済制度（国の制度）

申請

<2>と<3>を
一緒に申請可

<3> 市川市ワクチン健康被害見舞金 申請

※<3>のみの申請はできません



市川市予防接種健康被害調査委員会（医師などで構成）



千葉県を通じて国に提出

（国）疾病・障害認定審査会

健康被害見舞金の支給

審査の結果が、国から市へ届くまでに、時間がかかります。（4～12 か月程度）

その後、市から申請者に通知をお届けします。

～予防接種健康被害救済制度（国の制度）とは～

ワクチン接種では、一時的な発熱や接種部位の腫れ・痛みなどの比較的好く起こる副反応以外にも、副反応による健康被害（病気になったり障がいが残ったりすること）が生じることがあります。極めてまれではあるものの、なくすことはできないことから、救済制度が設けられています。

救済制度では、予防接種（定期接種・臨時接種）によって健康被害が生じ、医療機関での治療が必要になったり、障がいが残ったりした場合に、その健康被害が接種を受けたことによるものであると厚生労働大臣が認定したときは、予防接種法に基づく救済（医療費・障害年金等の給付）が受けられます。